○国土交通省告示第千百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

令和八年九月三日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号 チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	平成十二年十月二十日

改正前

別表

名称	住所	指定区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
（略）					
日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目十番二十四号	省令第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ　確認検査本部　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号 ロ　札幌支店　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地 ハ　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通一丁目七番地二十五 ニ　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一番二十九号 ホ　つくば支店　茨城県つくば市吾妻三丁目十五番十五号 ヘ　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り二丁目一番一号 ト　高崎支店　群馬県高崎市栄町十六番十一号 チ　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目九番一号	平成十二年十月二十日